

(様式 1-3)

福島県 (南相馬市) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 27 年 5 月時点

NO.	4	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (復興整備実施計画) 相双地区	事業番号	(5)-38-3
交付団体	福島県	事業実施主体 (直接/間接)	福島県 (直接)		
総交付対象事業費	54,000 (千円)	全体事業費	54,000 (千円)		
帰還環境整備に関する目標					
<p>避難指示区域のある本市において、大震災以前は、地域農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理が行われてきたが、原子力災害の影響により、農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が不可能となり、劣化及び機能低下が進んでいる。特に農用地については3カ年に渡って作付けを休止していることから荒廃が進んでおり、営農再開に向けて、用水の安定供給、加えて担い手農家への農地利用集積並びに農村地域の活性化を図る。</p> <p>併せて、安定した電源確保による確実な施設管理を図る。</p> <p>よって、本事業を導入することにより、被災農家を含めた地域住民の帰還の促進や担い手農家への農地利用集積を図り、農村地域の再生加速化を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本地区の2施設(高の倉ダム、横川ダム)は、東日本大震災復興交付金事業にて現在復旧復興中の農地整備事業(原町東地区)等の重要な用水源となっていることから、用水施設の更新並びに増強を図り、用水の安定供給を図る。</p> <p>一方、本県では東日本大震災からの復興にあたって、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」を基本理念に掲げ、「再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり」を復興に向けた主要施策と位置付けて、小水力等再生可能エネルギーの導入拡大を図っている。</p> <p>以上のことから、小水力発電を含む水利施設整備事業のための実施計画策定(事業計画書作成)に建築後40年経過した高の倉ダム管理事務所の耐震診断を追加して行う。</p> <p>また、ハード事業については、農山村地域復興基盤総合整備事業(水利施設整備事業)を予定している。</p>					
相双(そうそう)地区					
		事業内容	全体事業費		
当初計画		水利施設整備実施計画策定 一式	50,000 千円		
変更計画		水利施設整備実施計画策定 一式 (高の倉ダム管理事務所の耐震診断を追加)	54,000 千円		
増 減		高の倉ダム管理事務所の耐震診断を追加	4,000 千円増		
【南相馬市復興計画】					
主要施策3(経済復興)ー基本施策3-1(産業の再生)ー主な方策(農林水産業への支援)					
被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。					
主要施策6(原子力災害の克服)ー基本施策6-2(「復興モデル」の世界発信)ー主な方策(再生可能エネルギーの各家庭、企業への普及)					

全市のエネルギーを再生可能エネルギーで賄う“自家発電のまち”を目指し、各家庭や企業が積極的に設備を導入するよう支援制度や意識啓発に取り組む。

【福島県復興計画】

(3) 新たな時代をリードする産業の創出

④産業の再生・発展に向けた基盤づくり

農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。

(5) 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり

①省資源・省エネルギー型ライフスタイルのふくしまからの発信

企業、団体、公共施設における再生可能エネルギー設備の導入を促進する。

当面の事業概要

<平成 26 年度>

水利施設整備実施計画策定

<平成 27 年度>

水利施設整備実施計画策定（高倉ダム管理事務所耐震診断）

地域の帰還環境整備との関係

本地域は避難指示区域であったことから、農用地並びに農業用施設の維持管理が不可能となり、施設の劣化や機能低下が顕著であるため、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による農業水利施設の整備を行う必要がある。

関連する事業の概要

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

